(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
ギ二高三六知三〇五県九番四川一か郡まらで同の町町波枝川川字字ハ椋リ二	前 E・D・B・A D・C	八・〇五メートル 一二九・〇メートル	五キロ・二メートル 五・一一〇四	地図D上の面及記区にE分表E示をはいB・うる。C・敷係
	後 E・D・B・A D・C	八・〇五メートル 一二九・〇メートル	五・一一八二	
		一二五・三〇メートル 一二八四・八〇	五・一一〇四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

〇九州地方整備局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
宇佐市大字橋津字保久兼四七二番一から同市大字橋津字鳥屋九番三まで	後前	一一二〇・三〇メートル	〇〇・七キロメートル
大分市大字鳴川三神一崎字九七番二から同市大字神四四番まで	後前	三三二〇・五〇メートル 六八・〇〇	〇〇・五キロメートル 二二

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百十号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
大分市大字鶴崎字五鬼四七番一から同市大字鬼崎六二六番二まで	後前	一一七・〇メートル 九四・〇メートル	〇〇・二キロメートル 五五メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

官庁報告

官庁事項

公害等調整委員会公示第三号

公調委平成二十二年（フ）第一号青森県下北郡東通村地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件について次のような裁定があったので、鉱業等に係る土地利用の調整等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第四十二条第四項の規定により公示する。

平成二十三年五月三十一日

公害等調整委員会委員長　大内　捷司

公調委平成22年（フ）第１号　青森県下北郡東通村地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

裁　　定

青森県むつ市大字奥内字大室平10番地３

申請人　有限会社アオモリ・サンド企画
上記代表者代表取締役　上本　孝浩
上記代理人弁護士　石橋　忠雄
同　田村　良

青森県むつ市中央１－１－８

処分庁　青森県下北地域県民局長
上記代理人弁護士　五戸　雅彰
上記指定代理人　本間　二朗
同　吉田　一幸
同　田中　絡久

主　　文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事実及び理由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人

処分庁が申請人に対し平成22年２月17日付け指令第5289号をもってした砂利採取計画不認可処分を取り消す、との裁定を求める。

２　処分庁

主文と同旨の裁定を求める。

第２　事案の概要

申請人が処分庁に対し、平成21年12月25日、青森県下北郡東通村大字大利字浜ノ平１番８の土地の一部の掘削に関する砂利採取計画につき、砂利採取法16条の規定による認可の申請をしたのに対し、処分庁は、この土地の所有権者全員との間の契約書の写し又は同意書が添付されていないとして、平成22年２月17日付けで不認可の処分をした。

本件は、申請人が、上記申請において、必要な契約書の写し又は同意書を添付しているにもかかわらず、これを欠くとした上記不認可処分は違法であると主張して、その取消しを求めた事案である。

第３　前提となる事実（乙３の１ないし45、乙５ないし乙７、審理の全趣旨）

１　申請人は、砂利、砂の採取、生産及び販売等を目的とする有限会社であり、平成13年11月19日、砂利採取業者として青森県知事の登録（登録番号青森（ふ）第935号）を受けた者である。

２　申請人は、平成21年12月25日、処分庁に対し、砂利採取法16条の規定に基づき、以下の内容の砂利採取計画（以下「本件計画」という。）の認可を申請（以下「本件申請」という。）し、契約書の写し等の関係書類を添付して提出した。

⑴　採取場の区域

地番　青森県下北郡東通村大字大利字浜ノ平１番８（以下「本件土地」という。）

面積　1,409,975㎡

⑵　採取する砂利の種類及び数量

種類　砂

総量　102,332㎥

一日当たりの掘削最大量　1,000㎥

⑶　採取の期間

認可の日から365日